



職員の処分について

概要説明

令和7年7月31日(木)付けで次のとおり処分しました。

対象者

財務部徴収対策課 主任 54歳 男性

処分の根拠法令

地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号による懲戒処分

処分内容

免職

処分理由

当該職員は、令和7年4月21日から無断欠勤を始め、同日以降の上司による架電、自宅訪問等に一切対応せず、また同年5月7日付けで交付した警告書による警告にも従わなかった。その後も自発的には対応せず、同年5月23日まで、計22日間にわたり正当な理由なく無断欠勤を続けた。令和2年4月21日にも計21日間にわたる無断欠勤により、停職6月の懲戒処分を受けているにもかかわらず、期間を置かず同様の非違行為を繰り返したことは、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定に該当することから、懲戒免職の処分とする。

市長コメント

公務員として、このような問題を起こしたことに対し、市民の皆様には深くお詫び申し上げます。今後、信頼回復に向け、一層の綱紀粛正を徹底してまいります。

問い合わせ

電話 072-877-2121 〈代〉

人事課 担当：川崎（内線329）、宮崎（内線324）